

業務委託仕様書

当特記仕様書は、令和8年度 河川管理施設安全確保事業 一の谷川七間橋防潮水門外28水門 水門保守点検 に適用する。

第1条 目的

発注者香川県（以下「甲」という。）は、次に掲げる業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 甲が管理する堰、水門、樋門（以下、「水門施設」という。）の円滑な操作が行えるよう、水門施設の保守点検業務を行う。また、軽微な障害修理については、本業務の範囲に含まれるものとする。
- 2 保守点検業務の実施箇所は、別表-1のとおりとする。
- 3 業務の実施にあたり業務計画書を作成し、甲の了解を得るものとする。

第2条 定義

この契約において、保守点検業務の対象設備は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、その他水門施設の効用を果すための設備とする。

第3条 保守点検

保守点検とは、設備の損傷ないし異常の発見、機能良否等の確認および記録をいい、目視、触診、聴診、機器等による計測、作動テスト等により行い、点検記録作成、処置立案までの一連の作業をいう。

なお、清掃、給油脂、手工具等による簡易な機械・電気部品の調整・取り替え作業などの点検整備も含む。保守点検は普通点検と年点検とに区分される。

また、普通点検と年点検の際には、下記の内容の点検を行うものとする。

- (1) 点検開始前及び終了後に、実際に運用している状態※において、水位計で計測した水位と実際の水位が合致しているか確認する。

※点検作業による不具合（ケーブル干渉等）を確認できるよう点検前後で行う。

他項目の点検のために水位計のふたを開けた状態などで上記を確認しないこと。

- (2) 自動化している水門の場合は、設定された水位条件で水門の扉体が開閉するか等の動作確認を行う。
- (3) 警報装置がある水門の場合は、異常時の連絡が正常に機能するか等の動作確認を行う。

第4条 普通点検

普通点検は、ゲートを原則として負荷状態において、試運転を実施し、設備の状態確認・動作確認を行う。また、設備各部の異常の有無や、障害発生の状況の把握ならびに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無を含め前回点検時以降の変化の有無について、確認等を行う。各施設の普通点検については、表-2に基づき下記の頻度で実施する。

- (1) 予防維持管理（重要度 A）

予防維持管理の施設については、普通点検を非出水期の5月及び6月から10月の期間（以下「出

水期」という。)に月1回、合計で年間6回実施する。点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

(2) 事後維持管理 (重要度 B)

事後維持管理の施設については、普通点検を出水期に二か月に1回、非出水期に1回、合計で年間3回実施する。点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

第5条 年点検

年点検とは、目視、触診、聴診のみならず各種計測を実施し、かつ事後保全対応項目における不具合を確実に検知し、さらに過去の点検記録の分析を実施するものであり、表-2に基づき2月から3月に点検を実施し、点検項目は甲と協議し、業務計画書において作成する。

第6条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- (1) 業務期間は契約日から令和9年3月31日までとする。また、期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- (2) 保守点検業務は、原則として夜間・休日・祝日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある、甲が認めた場合及び故障等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

第7条 報告及び検収

- (1) 乙は、水門施設の保守点検を行い、保守状況を確認するとともに、その結果を1週間以内に点検整備記録表により甲に報告するものとする。ただし、設備の異常および故障を発見した場合は、直ちに甲に報告して指示を求めるものとする。
- (2) 甲は乙からの報告書を受領したときは、その都度、検収するとともに必要に応じて指導・監督を行うものとする。
- (3) 乙は、甲が提供する河川管理施設台帳(電子データ)に、当該年度実施した点検及び維持修繕の履歴を記入し、最終点検月に報告書とともに提出すること。

第8条 運営責任者の選任

乙は、業務を適正に行うために、運営責任者を選任しなければならない。また、乙は、前記の規定により運営責任者を選任又は解任したときは、遅延なく書面により甲に届出なければならない。

第9条 権利及び義務の譲渡の制限

乙は、この契約にかかる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第10条 再委託の禁止

乙は、甲により委託された業務について、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第 11 条 損害の負担

業務を行うにあたり、乙の責に帰すべき理由により生じた損害は、乙の負担とする。また、乙は業務を行うにあたり、乙の責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 12 条 契約の解除

甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。また、乙は前記の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することができないものとする。

第 13 条 契約外事項

この契約に定めのない事項、または、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

第 14 条 緊急対応

水門施設等に突発的な故障及び損傷等が生じた場合は、下記のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、24 時間の連絡体制を確立し、甲に報告すること。
- (2) 異常気象時に、西讃土木事務所長が指定する場所で待機可能な技術者を配置すること。
- (3) 乙は、甲からの指示等により、速やかに現地に向かい調査を行うこと。調査後、直ちに甲に内容を報告するとともに、甲と協議のうえ応急復旧作業を行うものとする。また、応急対応 1 週間以内にその内容の報告書を甲に提出するものとする。
- (4) 応急復旧作業や、軽微な部品の交換等に対応が困難な故障、又は機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合においても、可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と協議を行い、今後の対応について協議するものとする。

第 15 条 消耗品及び油脂等の交換

本業務の履行において、消耗品及び油脂等の交換の必要を確認した場合については、甲と協議の上、対応するものとする。

第 16 条 日報等の整備

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、甲より申し出があれば、すみやかに提出しなければならない。

第 17 条 成果報告書の提出

業務完了時に日報及び点検結果報告書等を取りまとめた成果報告書を書面 2 部及び電子媒体 1 式にて提出するものとする。

第 18 条 点検結果の引継

本業務終了後、甲から本業務に関する問合せを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力する。

第 19 条 点検施設の追加及び廃止

甲からの指示により、点検施設の追加、廃止が発生した場合、乙は原則として業務の変更に応じるものとする。

(参 考)

保守点検を実施するにあたっては、下記マニュアル等を準拠すること。

- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（国土交通省 H27.3）
- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（国土交通省 H27.3）
- ・河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省 H28.3）
- ・河川用ゲート設備診断標準要領（国土交通省 R7.3）
- ・その他、国土交通省等により発出された各基準やマニュアル

表— 1 点検周期

| 点検 | 点検周期 | | |
|------|-----------------------------|-----------------------|----------|
| | 重要度A | 重要度B | 重要度C |
| 普通点検 | 出水期：1回／月 非出水期：5月 | 出水期：1回／2ヶ月 非出水期：5月 | 必要に応じて実施 |
| 年点検 | 年1回 出水期前（2月、3月） | | |
| 臨時点検 | 震度4以上の地震、出水、落雷、その他異常が発生した場合 | | |

表— 2 年間点検スケジュール

| 点検 | 重要度 | 月 | | | | | | | | | | | | 月点検 | | |
|---------|--------|------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-----|----------|------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| 年点検・月点検 | 予防維持管理 | 出水期 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 毎月1回 |
| | | 非出水期 | | ○ | | | | | | | | | | ◎ | | |
| | 事後維持管理 | 出水期 | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| | | 非出水期 | | ○ | | | | | | | | | | ◎ | | |
| | 観察維持管理 | | | | | | | | | | | | | ◎ | 必要に応じて実施 | |

凡例 ◎：年点検（2月、3月）

○：月（普通）点検

別表-1

| 種別 | 海岸名 | 施設名 | 形式 | 純径間 (m) | × 有効高 (m) | 扉体面積 (m ²) | 開閉方式 | 操作 方式 | 発 設 機 台 数 (台) | 水 位 計 台 数 (台) | 重 要 度 | 点検回数(回) | | 備考 |
|-----------|------------|------------|---------------|------------|--------------|---------------------------|--------------|----------|------------------------------|------------------------------|-------------|---------|----|--------------|
| | | | | | | | | | | | | 年 | 普通 | |
| 水門種門 | 船越海岸 | 伊砂子水門 | ステンレス製ローラーゲート | 1.65 | × 4.20 | 6.93 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | A | 1 | 6 | |
| | | | ステンレス製ローラーゲート | 1.65 | × 4.20 | 6.93 | スピンドル式 | 電動 | | | | | | |
| | 積海岸 | 積水門 | ステンレス製ローラーゲート | 2.50 | × 2.30 | 5.75 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | B | 1 | 3 | |
| | 箱海岸 | 箱水門 | ステンレス製ローラーゲート | 2.00 | × 2.00 | 4.00 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 名部戸海岸 | 名部戸1号水門 | ステンレス製ローラーゲート | 3.00 | × 2.40 | 7.20 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | B | 1 | 3 | |
| | 名部戸海岸 | 名部戸2号水門 | ステンレス製ローラーゲート | 2.50 | × 2.00 | 5.00 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | B | 1 | 3 | |
| | 名部戸海岸 | 名部戸3号水門 | ステンレス製ローラーゲート | 2.50 | × 2.00 | 5.00 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | B | 1 | 3 | |
| | 家の浦海岸 | 新川水門 | ステンレス製ローラーゲート | 3.00 | × 2.00 | 6.00 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 須田香田海岸(港湾) | 須田水門 | ステンレス製ローラーゲート | 2.00 | × 2.75 | 5.50 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 2 | - | 1 | 0 | 自動運転点検時間2h/回 |
| | 有明海岸 | 有明海岸水門1号 | ステンレス製ローラーゲート | 2.00 | × 2.00 | 4.00 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 有明海岸 | 有明海岸水門2号 | ステンレス製ローラーゲート | 1.50 | × 1.50 | 2.25 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 有明海岸 | 有明海岸水門3号 | ステンレス製ローラーゲート | 1.50 | × 1.50 | 2.25 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 有明海岸(港湾) | 有明海岸水門4号 | 鋼製スルースゲート | 1.21 | × 1.20 | 1.45 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 堀切海岸 | 堀切水門2号 | ステンレス製ローラーゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 堀切海岸 | 堀切新川水門 | ステンレス製スルースゲート | 3.90 | × 2.30 | 8.97 | スピンドル式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 田井川(港湾) | 大北水門 | 鋼製ローラーゲート | 12.50 | × 4.20 | 52.50 | ワイヤーロープウインチ式 | 電動 | 1 | 2 | A | 1 | 6 | 自動運転点検時間2h/回 |
| 鋼製ローラーゲート | | | 2.00 | × 3.50 | 7.00 | ラック式 | 電動 | | | | | | | |
| 古江海岸(港湾) | 天神水門 | フロート式転倒ゲート | 3.00 | × 3.10 | 9.30 | ワイヤーロープウインチ式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | | |

16箇所

| 種別 | 水系名 | 河川名 | 施設名 | 形式 | 純径間 (m) | × 有効高 (m) | 扉体面積 (m ²) | 開閉方式 | 操作 方式 | 発 設 機 台 数 (台) | 水 位 計 台 数 (台) | 重 要 度 | 点検回数(回) | | 備考 |
|------|------|--------|-------------|---------------|------------|--------------|---------------------------|--------------|----------|------------------------------|------------------------------|-------------|---------|----|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | 年 | 普通 | |
| 水門種門 | 一の谷川 | 一の谷川 | 一の谷川七間橋防潮水門 | ステンレス製ローラーゲート | 13.00 | × 4.20 | 54.60 | ワイヤーロープウインチ式 | 電動 | 1 | 2 | A | 1 | 6 | 自動運転点検時間2h/回 |
| | | | | ステンレス製ローラーゲート | 13.00 | × 4.20 | 54.60 | ワイヤーロープウインチ式 | 電動 | | | | | | |
| | 芋坂川 | 芋坂川 | 芋坂川大水門 | 鋼製ローラーゲート | 11.00 | × 3.50 | 38.50 | ワイヤーロープウインチ式 | 電動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 芋坂川 | 芋坂川 | 芋坂川水門(関谷水門) | 鋼製ローラーゲート | 3.60 | × 2.80 | 10.08 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | A | 1 | 6 | |
| | | | | 鋼製ローラーゲート | 3.60 | × 2.80 | 10.08 | ラック式 | 電動 | | | | | | |
| | | | | 鋼製ローラーゲート | 3.60 | × 2.80 | 10.08 | ラック式 | 電動 | | | | | | |
| | 四方堂川 | 四方堂川 | 堀切水門 | ステンレス製ローラーゲート | 3.30 | × 3.40 | 11.22 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | A | 1 | 6 | |
| | | | | ステンレス製ローラーゲート | 3.30 | × 3.40 | 11.22 | ラック式 | 電動 | | | | | | |
| | 財田川 | 鴻門川 | 鴻門川水門 | 鋼製ローラーゲート | 7.00 | × 2.60 | 18.20 | ラック式 | 電動 | 0 | 0 | A | 1 | 6 | |
| | 財田川 | 丸西川 | 丸西水門 | 鋼製スライドゲート | 1.40 | × 1.20 | 1.68 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 財田川 | 宮川 | 宮川排水樋門 | 鋼製スライドゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 一の谷川 | 一の谷川 | 市役所裏樋門 | 鋼製スルースゲート | 4.50 | × 1.60 | 7.20 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 一の谷川 | 一の谷川 | 羽崎病院裏樋門 | 鋼製スルースゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 一の谷川 | 一の谷川 | 白浜樋門 | 鋼製スルースゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 一の谷川 | 一の谷川 | 松の木樋門 | 鋼製スルースゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| | 一の谷川 | 一の谷川 | 松尾樋門 | 鋼製スルースゲート | 1.00 | × 1.00 | 1.00 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | |
| 杵田川 | 山田川 | 山田川大水門 | 鋼製スルースゲート | 2.20 | × 1.30 | 2.86 | スピンドル式 | 手動 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | | |
| | | | 鋼製スルースゲート | 2.20 | × 1.30 | 2.86 | スピンドル式 | 手動 | | | | | | | |
| | | | 鋼製スルースゲート | 2.20 | × 1.30 | 2.86 | スピンドル式 | 手動 | | | | | | | |
| | | | 鋼製スルースゲート | 2.20 | × 1.30 | 2.86 | スピンドル式 | 手動 | | | | | | | |

13箇所

合計 29箇所